

議案第55号

福岡市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、一般職職員の退職手当の見直し状況との均衡を考慮して、特別職職員の退職手当の支給割合を引き下げる必要があるによる。

福岡市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

福岡市特別職職員退職手当支給条例（昭和32年福岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の50」を「100分の48」に、「100分の38」を「100分の36.5」に、「100分の27」を「100分の26」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。